

## 令和6年度下郷町農業再生協議会水田収益力強化ビジョン

### 1 地域の作物作付の現状、地域が抱える課題

下郷町は福島県会津地方南部に位置し、耕地は標高400～700メートルに分布している。会津若松市や白河市への移動時間が30分程度と高速道路へのアクセスに優れているため、主に関東圏へ向けた野菜や花きの出荷が行われているほか、首都圏等からの観光客をメインターゲットとして農産物直売所が運営されていることから、少量多品目の農産物生産が主となっている。町全体の耕作地の50.5%が水田となっており、作付けは水稻47.7%、転作作物52.2%となっているが、耕地面積の約4割は休耕地等となっている。水田一枚あたりの面積が小さく、生産性も低いことから、耕作者の多くは自家消費を目的とした小規模農家である。

これまで、特定の転作作物について、産地交付金による高収益作物への転換を推進してきたが、依然として少量多品目生産が主であるため生産性に課題があり、また、排水不良等により品質や収量が安定しないことから、栽培技術の向上だけでなく、コストの低減や高付加価値作物への転換等、収益力強化のための更なる取組が必要である。

また、下郷町の特産品であるそばについても、引続き作付けを推進しているものの、水田湿地による発芽不良、連作による生育不良がみられるため、対策を講じる必要がある。

このように、水田農業の収益力強化に向けては、関係機関の連携による栽培技術の普及、特定品目の推進、啓発等の取組が重要となっている。

### 2 高収益作物の導入や転換作物等の付加価値の向上等による収益力強化に向けた産地としての取組方針・目標

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）に基づき福島県が定める「農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針」、及び下郷町が定める「農業経営基盤の強化の促進に関する基本な構想」では、耕作者の所得向上や水田農業の発展等を図るため、所得目標及び経営類型、経営規模、生産方式、経営管理の方法、並びに農業従事の態様等の指標の例等を示しているところである。

下郷町農業再生協議会（以下、「本協議会」という。）においても、これらに準じて適地適作の推進、収益性・付加価値の向上、新たな市場・需要の開拓及び生産・流通コストの低減の推進等に取り組むこととし、ここでは具体的な取組方針及び目標として以下の4つを掲げる。

#### （1）適地適作の推進

そばについては、排水対策が重要であることから、ほ場の条件等を検討し、適したほ場での栽培推進を図る。

#### （2）中山間地域等直接支払制度に基づく集落戦略の作成と連携した推進等

集落戦略とは、「協定農用地の将来像並びに、協定農用地を含む集落全体の将来像、課題、対策について、協定参加者で話し合いを行いながら作成する、集落全体の指針」をいう。

令和2年度に開始した中山間地域等直接支払制度第5期対策では、町内10協定が体制整備単価に該当しており、「協定期間に集中戦略の作成を了する必要」があることから、地域計画同様、集落戦略においても本ビジョンの観点（適地適作の推進、

収益性・付加価値の向上等)が反映されるよう、下郷町と本協議会が連携して取組を推進する。

#### (3) 福島県南会津農林事務所及び下郷町土地改良区と連携した推進等

前節のとおり、排水不良等により品質や収量が不安定となっている事例が散見されることから、収益力強化のため、耕作者への技術的支援や基盤整備事業の実施が必要である。本協議会では、福島県南会津農林事務所及び下郷町土地改良区と連携して、課題の解決を目指す。

#### (4) 本町独自事業による推進等

本協議会が独自に実施する「頑張る農業支援事業」においては、産地交付金の交付対象となる高収益作物の一部(アスパラガス、トマト、りんどう等)の栽培や、町内直売所を支援しているところである。今後も、本ビジョンの観点等を基に事業を見直しながら、町内耕作者等を支援していく。

### 3 畑地化を含めた水田の有効利用に向けた産地としての取組方針・目標

遊休農地の発生を抑え、農地の多面的機能を保持しつつ、水田の有効利用を図るにあたり、主食用米に代わる土地利用型作物の導入が望まれるところである。

作物の将来性が不透明な中推進することは困難を伴うが、交付対象水田の運用が変更された事からも、畠地化等の不可逆的な取組も含め、生産者に対し周知を行う。

なお、需給状況を踏まえた主食用米の生産削減が継続的に求められているが、本協議会では、これが「町内耕作者全体が危機感を持って今後の水田活用のあり方を考える機会」となり、各耕作者の創意工夫のもと、非主食用米等の新しい取組として結実するよう、産地交付金の有効活用を重点的に推進すべき期間と捉えている。

併せて、高齢化が進む中、水稻作付水田と転換作物作付水田のローテーションの効率化のため、集落営農やブロックローテーション等、耕作者間の連携についても、地域計画における地域の話し合いや研修会等により推進することとする。

即ち、重点支援期間(令和6~8年度)は水田機能の維持を図りながら、非主食用米やそば等、様々な産地交付金の交付対象作物についての取組を推進することとし、重点支援期間後に、町内優良事例等を鑑みながら、将来的な水田のあり方としての具体的な道筋を示す方針とする。

水稻の作付が多い下郷町において、将来的な水田のあり方と収益力強化は不可分の検討課題である。よって、将来的な水田のあり方についても、前節で掲げた取組方針と一緒に検討を進めることとする。加えて、下郷町と連携することにより、認定農業者に対するフォローアップ調査等を活用した情報収集にあたるとともに、下郷町農業振興地域整備計画との整合も図る。

水田の利用状況の点検としては、本協議会が実施する経営所得安定対策等推進事業では、農地が産地交付金の各種要件を満たしているかを現地で確認し、適正に交付金が交付されるよう取組んでいるところである。

引続き、農地が水田としての機能を維持しているかについても点検するとともに、農林水産省が推進している現地確認のICTの導入等により、業務の効率化も図ることとする。

## 4 作物ごとの取組方針等

町内約 713 ヘクタール（不作付地を含む）の水田における適地適作を基本として、産地交付金を有効に活用した作物生産の維持・拡大を図ることとする。

### （1）主食用米

売れる米づくりの徹底を推進する。米の需要動向や集荷業者等の意向を勘案した生産を推進することにより、米の主産地としての地位の確保を目指す。特に、福島県南会津農林事務所と連携しながら、中山間地域に適した「里山のつぶ」の推進を図っていくことにより、他地域産米との差別化を図っていく。

### （2）備蓄米

備蓄米を飼料用米に次ぐ転作作物として位置付け、米の需給調整のために推進する。

本協議会の構成員である会津よつば農業協同組合と連携して、制度の周知等を行う。

### （3）非主食用米

#### ア 飼料用米

新型コロナウイルス感染症等の影響により、将来的な水田のあり方を見直す機会となった。米価回復に向けた取組が継続的に求められていることから、本協議会では、昨年に引き続き、飼料用米を転作作物の中心作物として位置付ける。

主食用米から飼料用米への転換にあたっては、会津よつば農業協同組合及び福島県南会津農林事務所と連携して推進にあたることとし、令和8年度は令和5年度取組面積を上回る 24 ヘクタールを目指す。

なお、一般品種による飼料用米の取組が大半を占める状況を開拓するために、多収品種の導入も検討を進める。

#### イ 米粉用米

米粉への需要が町内直売所等において一定程度存在するため、米粉用米を転作作物の一つとして位置付ける。

米粉用米の生産拡大として、令和8年度の取組面積 1 ヘクタールを目指す。

#### ウ 新市場開拓用米

該当なし。

#### エ W C S 用稻

該当なし。

#### オ 加工用米

該当なし。

### （4）麦、大豆、飼料作物

麦については該当なし。

大豆については、町内に大豆加工者がいることから、マッチングを図りつつ、需要に応じた大豆の作付面積拡大を目指す。

飼料作物については、町内畜産農家との需給のマッチングを図りつつ、水田を有効活用した飼料用トウモロコシや単年性牧草などの作付拡大を目指す。

(5) そば、なたね

そばについては、実需者との契約に基づいた作付面積の着実な増加を目指す。そばは、適度な日照時間と朝晩の寒暖差があり、かつ比較的少雨な地域での栽培に適しており、町内に多数のそば屋があることから、下郷町の特産品として位置づけられている。また、当町在来種から選抜された「会津のかおり」は、福島県のオリジナルブランドとして位置付けられており、今後更なる需要の増加が見込まれる。排水対策の推進により、单収の増加と高品質化を図るとともに、水田の有効活用の観点から土地利用型作物として定着が図られるよう、集団作付による機械化、省力栽培等生産体制の整備に努める。連作による生育不良については、福島県南会津農林事務所が対策等を検証しており、有効な対策等については今後も周知を図っていく。

なたねについては該当なし。

(6) 地力増進作物

該当なし。

(7) 高収益作物

ア 野菜

アスパラガス、トマト、きゅうり、ネギ、ブロッコリー等について、生産基盤の強化及び出荷体制の円滑化を推進することにより、生産性の向上を図る。特に、地域団体商標登録されている「会津田島アスパラ」については、会津田島アスパラ部会をはじめとする関係機関と連携し、更なる生産拡大を目指すこととする。

イ 花き

りんどう、アスター、スターチス等を対象とし、産地交付金を活用することで生産拡大を図る。特に、りんどうは山間高冷地という当町の気候に適しており、転作作物の推奨作物に位置付けられていることから、生産面積の拡大を目指して振興を図っていく。

ウ その他

えごま、花豆（はなまめ）は、山間高冷地の気候を生かした良質生産が可能であることから、水田を生かした作付を推進していく。特に、えごまは必須脂肪酸を多く含み、その作用が注目されていることや、当町の郷土料理にも多く使用されることから需要が高いため、地域特産作物としての生産拡大を図る。

## 5 作物ごとの作付予定面積等

(単位:ha)

作物等	前年度作付面積等		当年度の作付予定面積等		令和8年度の作付目標面積等	
		うち二毛作		うち二毛作		うち二毛作
主食用米	338.1	0.0	338.1	0.0	319.0	0.0
備蓄米	0.0	0.0	0.0	0.0	3.0	0.0
飼料用米	12.4	0.0	18.2	0.0	24.0	0.0
米粉用米	0.0	0.0	0.0	0.0	1.0	0.0
新市場開拓用米	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
WCS用稻	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
加工用米	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
麦	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
大豆	0.7	0.0	0.7	0.0	1.0	0.0
飼料作物	5	0.0	5	0.0	6.0	0.0
・子実用とうもろこし	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
そば	38.8	0.0	38.8	0.0	40.0	0.0
なたね	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
地力増進作物	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
高収益作物	17.7	0.0	17.7	0.0	21.7	0.0
野菜	12.6	0.0	12.6	0.0	12.8	0.0
・アスパラガス	1.5	0.0	1.5	0.0	2.3	0.0
・きゅうり	0.3	0.0	0.3	0.0	0.5	0.0
・トマト	2.2	0.0	2.2	0.0	3.0	0.0
・高菜	0.0	0.0	0.0	0.0	0.5	0.0
・ブロッコリー	0.0	0.0	0.0	0.0	1.0	0.0
・その他野菜 (地域振興作物支援対象)	8.6	0.0	8.6	0.0	5.5	0.0
花き・花木	3.4	0.0	3.4	0.0	5.4	0.0
・アスター	0.0	0.0	0.0	0.0	0.2	0.0
・アルストロメリア	0.1	0.0	0.1	0.0	0.2	0.0
・クジャクソウ	0.1	0.0	0.1	0.0	0.1	0.0
・スターチス	0.3	0.0	0.3	0.0	0.4	0.0
・ソリダコ	0.1	0.0	0.1	0.0	0.2	0.0
・リアトリス	0.0	0.0	0.0	0.0	0.2	0.0
・りんどう	2.8	0.0	2.8	0.0	3.6	0.0
・ヤマユリ	0.0	0.0	0.0	0.0	0.5	0.0
果樹	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
他の高収益作物	1.7	0.0	1.7	0.0	3.5	0.0
・えごま	1.7	0.0	1.7	0.0	2.5	0.0
・花豆	0.0	0.0	0.0	0.0	0.5	0.0
・落花生	0.0	0.0	0.0	0.0	0.5	0.0
その他	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
畠地化	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0

## 6 課題解決に向けた取組及び目標

整理番号	対象作物	使途名	目標	前年度(実績)		目標値
					目標値	
1	野菜 • アスパラガス • きゅうり • トマト • 高菜 • ブロッコリー 花き • アスター • アルストロメリア • クジャクソウ • スターチス • ソリダコ • リアトリス • りんどう • ヤマユリ その他の高収益作物 • えごま • 花豆 • 落花生 (基幹作物)	特産作物生産支援	対象作物の作付面積	(5年度) 野菜 4.0ha 花き 3.4ha その他の高収益作物 1.7ha 計 9.1ha	(8年度) 野菜 7.3ha 花き 5.4ha その他の高収益作物 3.5ha 計 16.2ha	
2	野菜 • かぼちゃ • ばれいしょ • さやいんげん • えだまめ • なす • スイートコーン • ねぎ • わらび • さといも • みょうが • だいこん • ピーマン • シオデ • サツマイモ (基幹作物)	地域振興作物支援	対象作物の作付面積	(5年度) 8.6ha	(8年度) 5.5ha	
3	飼料用米 (一般品種、多収品種) (基幹作物)	飼料用米生産支援	飼料用米の取組面積 10a当たりの生産費	(5年度) 飼料用米 12.4ha 79,983円/10a	(8年度) 飼料用米 24.0ha 68,958円/10a	

※ 必要に応じて、面積に加え、取組によって得られるコスト低減効果等についても目標設定してください。

※ 目標期間は3年以内としてください。

## 7 産地交付金の活用方法の概要

都道府県名:福島県

協議会名:下郷町農業再生協議会

整理番号	使途 ※1	作期等 ※2	単価 (円/10a)	対象作物 ※3	取組要件等 ※4
1	特産作物生産支援	1	8,000円/10a	野菜(アスパラガス、きゅうり、トマト(ミニ、加工用含む)、高菜、ブロッコリー) 花き(スター、アルストロメリア、クジャクソウ、スターチス、ソリダコ、リアトリス、りんどう、ヤマユリ) その他の高収益作物(えごま、花豆、落花生) (基幹作物)	実需要者へ収穫された該当作物を出荷・販売すること。
2	地域振興作物支援	1	8,000円/10a	野菜(かぼちゃ、ばれいしょ、さやいんげん、えだまめ、なす、スイートコーン、ねぎ、わらび、さといも、みょうが、だいこん、ビーマン、シオデ、サツマイモ、ふき、にら、夕顔、はくさい、たまねぎ、オクラ、キヤベツ、すいか、れんこん、にんにく、長いも、食用ほおずき、とうがらし、ししとう) (基幹作物)	実需要者へ収穫された該当作物を出荷・販売すること。
3	飼料用米生産支援	1	7,000円/10a	飼料用米(一般品種、多収品種) (基幹作物)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・実需者との出荷・販売契約等(自家利用は除く)を締結するとともに、収穫・販売を行うこと。</li> <li>・多肥栽培を行うこと。</li> <li>・省力栽培技術に取り組むこと。</li> </ul>

※1 二毛作及び耕畜連携を対象とする使途は、他の設定と分けて記入し、二毛作の場合は使途の名称に「〇〇〇(二毛作)」、耕畜連携の場合は使途の名称に「〇〇〇(耕畜連携)」と記入してください。

ただし、二毛作及び耕畜連携の支援の範囲は任意に設定することができるものとします。

なお、耕畜連携で二毛作も対象とする場合は、他の設定と分けて記入し、使途の名称に「〇〇〇(耕畜連携・二毛作)」と記入してください。

※2 「作期等」は、基幹作を対象とする使途は「1」、二毛作を対象とする使途は「2」、耕畜連携で基幹作を対象とする使途は「3」、耕畜連携で二毛作を対象とする使途は「4」と記入してください。

※3 産地交付金の活用方法の明細(個票)の対象作物を記載して下さい。対象作物が複数ある場合には別紙を付すことも可能です。

※4 産地交付金の活用方法の明細(個票)の具体的要件のうち取組要件等を記載してください。取組要件が複数ある場合には、代表的な取組のみの記載でも構いません。